

平成18年6月21日

「新型交付税」に関する課題

全国知事会
地方分権推進特別委員会
地方交付税問題小委員会

現在、総務省で検討されている「新型交付税」については、「算定の簡素化」の議論のみが優先されているが、いずれの地域・いずれの団体においても最低限の行政水準を国民に保障するという交付税制度の本質を損なうことがあってはならない。

「新型交付税」を導入するとしても、以下のような課題について十分配慮し、地方側と議論を重ねた上で、慎重に検討を進めるべきである。

1 交付税総額の確保

交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みを構築

- ・ 総務大臣提案の新型交付税は、地方公共団体への交付税の配分方法の見直しであり、交付税総額の確保については触れられていない。
- ・ 別途、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みを構築すべき。

後年度財源措置するとした元利償還金の約束分についての確実な交付税措置

- ・ 景気対策や政策減税、財政対策等で、国が後年度財源措置するとした元利償還金の約束分については、確実に交付税措置すべき。

2 新型と従来型に分けることの課題

従来型交付税が補助金化するおそれ

- ・ 地方交付税を国の基準付けがある部分（従来型交付税）と地方が自由に歳出を決定する部分（新型交付税）に区分する場合、従来型交付税については、実質的に補助金化するおそれが強い。
- ・ 新型交付税導入後も、地方交付税全体の用途について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられることを担保すべき。

国の基準付けがある部分とそれ以外の部分に区分する基準を明確化

- ・ 地方公共団体の事務は、法令等何らかの形で国の基準付けがあるものが大半。
- ・ 国の基準付けがある部分とそれ以外の部分に区分する基準を明確化すべき。

3 新型交付税の制度設計

「一人当たりの平均的歳入」の算出基準を明確化

- ・ 新型交付税の制度設計にあたって、「一人当たりの平均的歳入」の保障を前提とする場合でも、その算出基準を明確化するとともに、基準財政需要額の適切な水準設定が不可欠。

多様な行政需要を的確に反映する算定基準を設定

- ・ 単に人口・面積のみを算定基準とした場合、過疎、辺地、離島、豪雪等条件不利地域の対策や人口構造・都市構造に応じた行政需要、大規模災害の発生等による臨時的・多額の財政需要への対応が困難。
- ・ 高齢者人口や森林面積等、費用の性格に応じた人口・面積を用いるなど、多様な行政需要を的確に反映する算定基準を設定すべき。
- ・ 地方公共団体の規模や地理的条件にかかわらず、必ず実施しなければならない基本的な行政サービスについては、適切に財源保障すべき。

新型交付税の割合の拡大には激変緩和措置が必要

- ・ 人口規模や土地の利用形態等による行政コスト差等、行政需要を的確に反映するための算定方法については、単なる経過措置ではなく、恒久的な措置とすること。
- ・ 3年間で5兆円程度の規模を目指すとしているが、地方公共団体の財政運営への影響を見極めるための激変緩和措置が必要。
- ・ 新分権一括法の施行に伴い割合を拡大するとされているが、10年後までに実現するとされている国と地方の税源配分の見直しや新発地方債に対する交付税措置の廃止とともに地方公共団体への影響を十分に勘案して対応すべき。

4 不交付団体の拡大

不交付団体の拡大は税源移譲により実現

- ・ 不交付団体の拡大は、地方の歳出削減、税源移譲、交付税改革により実現するとされているが、一方的な交付税削減によらず、更なる税源移譲により実現すべき。

5 新型交付税の制度設計への地方の参画

新型交付税の具体的な制度設計にあたっては、地方が必ず参画